

平成26年（行ウ）第8号、平成27年（行ウ）第1号

原告 原告1－1ほか

被告 国ほか

準備書面（11）

——「請求の特定」についての補足——

2016年 5月14日

福島地方裁判所民事第部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 井 戸 謙

ほか18名



本書面は、原告準備書面（9）—「請求の特定」について一を補足するものである。

【目次】

1、はじめに	- 1 -
2、抽象的差止請求の訴えの適法性をめぐる従来の判例の論点と本東高判決の論点	- 2 -
3、本件の抽象的差止請求における請求内容の実現可能性について	- 5 -
4、結語	- 6 -
5 平成28年2月10日付訴えの追加的変更申立書に対する被告らの主張に対する反論	- 6 -

【本文】

1、はじめに

原告は、準備書面（9）において、手段方法を示さず除去されるべき侵害結果で請求を特定させる給付訴訟（本書面でも抽象的差止請求と呼ぶ）の可否に

つき、一般論及び本件について主張済みであるが、念のため、本書面で、抽象的差止請求に対して請求が特定されていないとして訴えを却下した2013年6月13日東京高等裁判所判決¹（平成24年（ネ）8210号 放射性物質除去請求控訴事件。以下、本東高判決という）について言及しておく。なぜなら、本東高判決は、抽象的差止請求の訴えの適法性をめぐるこれまでの判例には登場したことがなかった新しい理由に基づくものだからである。

2、抽象的差止請求の訴えの適法性をめぐる従来の判例の論点と本東高判決の論点

（1）、従来の判例の論点

従来、裁判では、抽象的差止請求の訴えの適法性をめぐり、次の4つの論点を議論してきた（その詳細は原告準備書面（9）2～5頁で既述した通りである）。

- ①. 訴訟の審理段階において、実体審理に入るための要件（訴訟要件）として、請求が特定しているか。
- ②. 訴訟の判決段階において、既判力の客観的範囲が明確か。
- ③. 差止訴訟の訴訟物は何か。
- ④. 執行段階において、強制執行は可能か（強制執行可能性）

（2）、本東高判決の論旨

これに対し、本東高判決は、抽象的差止請求の訴えの適法性について以下の通り判示した。

《本件請求に係る債務は本件土地について除染作業を行うことを内容とするものであり、本件土地について除染作業を行うことにより仮に放射線量を下げることができたとしても、上記除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壤等を他所に移転すればその場所の放射線量を上げることになるから、上

¹本判決は、いわき市の北部、川内村の西隣に位置する山林などが福島原発事故による放射能で汚染されている事案（以下、放射性物質除去請求事件という）に対し、山林等の所有者が原告となり、汚染原因者である東京電力を被告として、「土地を汚染した放射性物質を除去」することを求めた裁判で、二審の東京高等裁判所が、請求の内容が特定されていないという理由で訴えを却下した判決である。

記除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壤等を暫定的に貯蔵する中間貯蔵施設や最終的に処分するための最終処分場等の施設を確保して放射線による被曝を適切にコントロールすることが不可欠である。しかるに、現状では、仮に本件請求を認容した場合に、上記除染作業により生じた放射性物質により汚染された土壤等をどこにどのような態様で暫定的に貯蔵し、又は最終的に処分するのか、その方策自体いまだ確立しておらず、中間貯蔵施設や最終処分場等の施設が現に確保されているわけでもないことは後記のとおりである。そうであるとすれば、本件請求はいまだ現実的な執行方法が存在しない請求というに帰する。以上によれば、控訴人は、作為の内容となる妨害排除行為としての具体的方法を請求の趣旨において特定していないといわざるを得ないから、本件請求に係る訴えは不適法であるというべきである。】【甲D第22号証】

(3)、本東高判決の論点

上記の本東高判決が訴訟の審理段階や判決段階における請求の特定を問題としているのではないことは一読して明らかである。また、本東高判決は、一見、執行段階を問題にしているように読めるが、しかし、その中身は決して、執行機関が具体的措置の選択に迷う²とか、具体的措置の材料、仕様等が明らかでないため執行段階で紛争が発生する³とか、執行機関が違反状態が発生したかどうかを認識することが極めて困難⁴とかといった、いわゆる強制執行の可能性の有無を問題としているのでも明らかである。

本東高判決がここで問うているのは次のことである——除染作業は除染の対象地域のことだけ考えるのでは足りず、発生した除染土の隔離・保管の仕組みまで確立することが不可欠である。現状ではこの仕組みが確立していない。そのような場合、本件の除染作業の内容は社会通念上実現が不能なのではないか、と。

理論的に整理すると、ここで本東高判決が問題にしている論点とは、たとえ

²昭和43.5.23名古屋高裁判決（下民集19巻5・6号317頁。工場騒音差止請求事件）

³同名古屋高裁判決。

⁴平成6.1.25横浜地裁川崎支部判決（判例タイムズ845号105頁。川崎大気汚染公害第一次訴訟）

請求の特定が可能だとしても（つまり請求の特定の問題をクリアしたとしても）、その請求の内容が実現不能なものであるときには、それは適法な請求になり得ないということである（以下、本論点という）。そして、本東高判決は本件の除染作業は実現不能なものであると判断し、原告の抽象的差止請求の訴えの適法性を否定した。

以下、本書面では、本論点の放射性物質除去請求事件への当てはめの適否については触れず、もっぱら、請求の特定をめぐる従前の論点と比較検討した上で本論点の位置づけを明らかにする。

（4）本論点の位置づけ

この点、参考になるのが適法行為の特定及び可能性について論じた我妻栄である。我妻は、権利を発生させる法律要件を分類するに際し、行為を適法行為と違法行為に分け、前者の代表として意思表示（法律行為）を挙げ、法律行為が有効と認められるためには、まず、法律行為の目的を確定（特定）しなければならないとし（法律行為の解釈）、この問題をクリアした後、その確定された目的が果して可能であるか、現代の法律理想からみて許されるか、などを審査して、法律行為が有効か否かの結論を下すとしている（我妻栄「新訂民法総則〔民法講義Ⅰ〕」〔266〕〔283〕）。従って、たとえ法律行為の目的を確定（特定）できたとしても、その確定された目的が、社会観念上実現することが不可能であれば、法律はその実現に助力することができない。従って、その法律行為は無効である（同書〔295〕）。例えば火星まで旅行するという旅行契約は実現不可能であり、たとえ法律行為の目的を確定できたとしても無効である。

以上は適法行為の法律行為についての有効性の論点であるが、違法行為の侵害行為についてもこれを参考にして考えることができる。すなわち、侵害行為に対する抽象的差止請求において、一定の給付請求権（侵害結果の除去）が適法かどうかを判断する上で、まず、給付請求権の内容を特定しなければならず、この特定の問題をクリアした後、その特定された内容が果して実現可能であるかを審査する必要がある。従って、たとえ給付請求権の内容を特定できたとしても、その特定された内容が、社会観念上実現することが不可能であれば、法律はその実現に助力することができない。従って、その給付請求権は不適法で

ある

尤も、日本では、これまで、騒音・振動・大気汚染等の侵害行為に対する抽象的差止請求において、侵害結果の除去という給付請求権の内容が実現不可能となるケースに遭遇したことはなかったため、「給付請求権の内容の不能」という論点が取り沙汰されることもなかった。しかし、今回、放射能災害という日本史上未曾有の人災が発生したため、抽象的差止請求を求めた放射性物質除去請求事件において、初めてこの論点も問われることとなったのである。

3、本件の抽象的差止請求における請求内容の実現可能性について

平成28年2月10日付訴えの追加的変更申立書（その2）で明らかにした本件の抽象的差止請求（以下、本抽象的差止請求という）の請求の趣旨は以下のとおりである。

別紙「学校目録」記載にかかる県内子ども原告らの在学学校の設置主体である被告らは、対応する県内子ども原告らに対し、小学校にあっては、小学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令14号）第12条又は学校教育法施行令25条4号、中学校にあっては、中学校設置基準（平成14年3月29日文部科学省令15号）第12条又は学校教育法施行令第25条4号、福島県立の特別支援学校にあっては、福島県立特別支援学校条例（昭和39年4月1日福島県条例第59号）3条に基づき、平成24年10月31日から同年12月28日までの間に文部科学省が実施した第6次航空機モニタリングの結果を解析してセシウム137及びセシウム134の土壤汚染濃度が合算で1万ベクレル/m²超の範囲を地図上に示した別紙(3)によって、セシウム137及びセシウム134の土壤汚染濃度が合算で1平方メートル当たり1万ベクレルを上回らなかつた地域で教育を実施せよ。

そこで、問題は本抽象的差止請求の内容は社会通念上実現が可能かどうかである。言うまでもなくそれは可能である。なぜなら、訴状で明らかにした通り、

被告基礎自治体らは次の方法で必要な措置をとることができるとされており、それらの措置を取ることによって本請求の内容を実現することは可能だからである（訴状28～29頁）。

ア 小学校及び中学校

(ア)（他施設利用） 小学校及び中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる【小学校設置基準（平成14年3月29日文科省令14号）12条、中学校設置基準（平成14年3月29日文科省令15号）12条】。

(イ)（分校設置） 市町村教育委員会は、都道府県教育委員会に届け出ることにより分校を設置できる（学校教育法施行令25条4号）。

イ 特別支援学校

（分校設置） 教育委員会は、所要の地に、特別支援学校の分校をおくことができる。（福島県立特別支援学校条例3条）

4、結語

以上から、本抽象的差止請求は、請求の特定について従前から問題とされてきた論点を全てクリアしているのみならず、本論点をもクリアしていることが明らかであり、この点からも本抽象的差止請求は適法である。

5 平成28年2月10日付訴えの追加的変更申立書に対する被告らの主張に対する反論

(1) 被告田村市及び被告郡山市の第3準備書面における主張

ア 被告田村市及び被告郡山市は、不作為を求める給付請求の請求の原因が示されていないと主張する。しかし、これは、従前の主張で十分主張されている内容である。改めて整理すると、次のとおりである。

県内子ども原告らは、既に大量の被ばくをしていること（訴状請求の原因第2節第1）、子どもの放射能に対する感受性は大人よりもはるかに鋭いこと（訴状請求の原因第2節5項、原告ら準備書面(2)）、チェルノブイリでは、低線量地帯でも深刻な健康影響が現れたこと（訴状請求の原因第2節第4）、既に福島第一原発事故による健康被害が現実化してい

ること（訴状請求の原因第2節第3、原告ら準備書面(7)）等によれば、子どもを安全に教育する義務を負う被告基礎自治体らは、小・中学生のために、被ばくから人の健康を守るために制定された法規制を厳格に守る義務があり、現在の学校施設において教育活動をする限り、これを守ることができないのであれば、安全な地域（危険であるとまでは断定できない地域）に学校施設を設けてその学校施設で教育活動をする義務があるが、少なくとも、現在の学校施設での教育活動を中止する義務があることは何人も疑いを入れない。そして、県内子ども原告らが通う学校施設は、原告ら準備書面(1)の第1～第3の基準のいずれかに該当し、被ばくから人の健康を守るために制定された法規制をクリアできないから、現在の学校施設での教育活動の中止を求める。

イ 被告田村市及び被告郡山市は、給付訴訟も確認訴訟も固有必要的共同訴訟であると主張する。

この主張は、まったく理由がない。県内子ども原告らは、通学する学校の他の児童生徒まで「安全な地域（危険であるとまでは断定できない地域）」の学校施設で教育することを求めているのではない。低線量被ばくの危険性については、様々な意見があり、これを問題視していない人たちもいる。問題視していない児童生徒をその意に反してまで一律に現在の学校施設から引き離すことを訴訟上強制することはできず、個々人の選択を尊重するほかない。従って、この場合、一つの学校が複数の学校施設を使用して教育活動することになるが、「分校」の制度を使えば、それは問題なく可能である。

(2) 被告いわき市の準備書面(5)における主張

被告いわき市は、県内子ども原告らの請求に訴え（確認）の利益がないと主張するが、確認の利益を肯認すべきことは、原告ら準備書面(4)第3、平成27年11月28日付訴えの追加的変更申立書第6及び準備書面(9)第3で述べたとおりである。

(3) 被告伊達市の第2準備書面における主張

被告伊達市は、原告らと被告伊達市との間に紛争は存在しない、確認訴訟及び給付訴訟は請求の趣旨が不特定である等と主張するが、請求が特定されていることは、原告ら準備書面(9)で述べたとおりである。

(4) 被告福島市の第2準備書面及び被告会津若松市の第2準備書面における各主張（同内容であるので、便宜的にまとめて反論する。）

被告福島市及び同会津若松市は、県内子ども原告らの請求が不特定であると主張するが、特定していることは、原告ら準備書面(9)で述べたとおりである。なお、被告福島市及び同会津若松市は、変更後の請求の趣旨第3項の請求がいかなる実体上の権利に基づいているのかが不明確であると主張するが、県内子ども原告らは、これは、行政事件訴訟法第4条後段の実質的当事者訴訟であると考えている。すなわち、義務教育施行者に対し、安全な環境下の学校施設での教育の実施を求める公法上の請求権に基づく請求である。

(5) 被告福島県の準備書面(7)における主張

ア 請求の趣旨第3項の請求の請求の原因は、(1)アに記載したとおりである。

イ 被告福島県は、平成28年2月10日付訴えの追加的変更申立にかかる各別紙について、「1万ベクレル/m²超の範囲」とそれ以外の地域、「3万7000ベクレル/m²超の範囲とそれ以外の地域の各境界線を現地において厳密に特定できないと主張し、請求の趣旨として特定されているというためには、現地において、土地の境界を示すのと同程度にまで地理的座標を特定することが必要であると主張する。しかし、必要な特定の程度は、特定が求められる訴訟の目的及び内容との相関関係で判断されるべきである。5cm幅、10cm幅の土地の帰属が争いの対象となる土地境界訴訟においては、境界の主張線について、厳密な再現性のある図面による特定が求められるのは当然である。これに対し、本訴訟で求められるのは、学校施設を用意することが求められる地域の特定であり、その目的のためには、別紙(1)～(3)程度の

特定で必要かつ十分である。

ウ 被告福島県は、「県内子ども原告らの1年間の追加実効線量（外部被ばく）が学校教育の拠点となる施設から半径1kmの地域内に0.3mSv/年を超える地点がない地域」との表記の問題点を指摘するので、反論する。

(ア) 「学校教育の拠点となる施設」とは、学校、分校等を指す。

(イ) 「半径1km」とは、学校施設を点と見立てた場合の表現であり、現実には、学校施設は一定の面積を持つから、その外周から「1km」を意味する。

(ウ) 「追加実効線量（外部被ばく）」は過去のデータであり、過去の数値も一定ではないから、厳密には特定できない。結局、原告ら準備書面(4)の2頁に引用した都道府県別平均値を採用するしかないものである。なお、被告福島県は、「原告らが主張する測定方法が、一般的に確立されているものではない」と主張するが、そのことは、請求の特定・不特定の問題とは関係がない。

(エ) 「0.3mSv/年を超える地点がない地域」は、被告福島県が主張するように、科学的に厳密に捉える必要はなく、社会通念上、0.3mSv/年を超える地点がないと考えられる地域であればよく、これを判断するための方法は、大阪地裁平成7年7月5日判決（西淀川大気汚染公害訴訟・判例時報1538号175頁3段目）が、日平均値0.02ppmを超える汚染が排出しているかどうかを判断するための具体的な方法について、「執行段階における知見や技術レベルなどを踏まえて、測定点と測定方法をより具体化することが可能である」と判示したように、それで十分であり、それ以上、判決手続において、請求の趣旨で、この具体的な方法まで明らかにする必要はない。すなわち、執行段階において、社会的に相当と認められる方法で判断されれば足りるというべきである。

(オ) その他、被告福島県の主張に対する反論は、原告ら準備書面(9)で述べたとおりであるので、繰り返さない。

以上